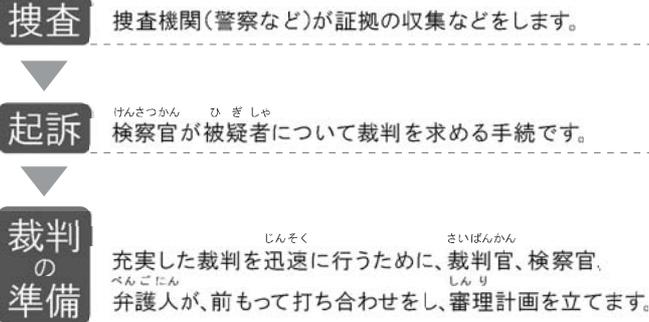
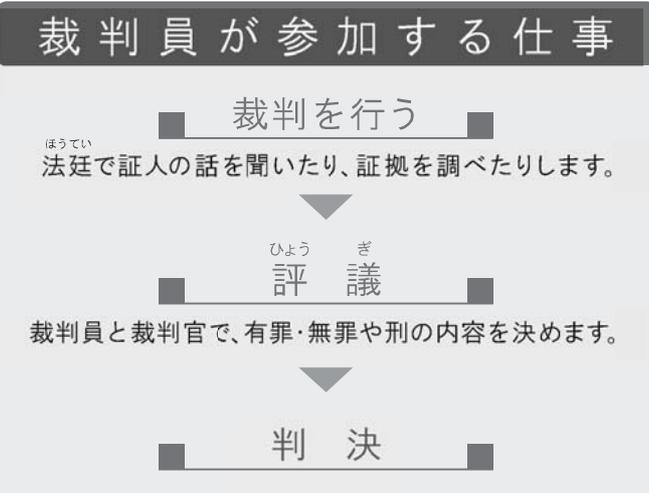


裁判員制度をご存じですか!



裁判員を選ぶ

裁判員は6人、裁判官は3人です。
ただし、裁判員4人、裁判官1人の場合もあります。



Q&A 教えて!裁判員制度!!

- Q1** 裁判員制度とは、どのようなものですか?
A 国民のみなさんが裁判員として刑事裁判に参加して、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度です。
- Q2** なぜ導入されるのですか?
A 国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

Q3 裁判員が参加するのは、どのような裁判ですか?
A 地方裁判所で行われる第一審の刑事裁判のうち、国民の関心が高い重大な罪の裁判です。裁判員が参加する裁判にあたる罪かどうかは、法律で決められています。

罪別に見た対象事件数(平成16年) 総数 3,308件
(件数が多いもの3件)

強盗致傷	888件
殺人	795件
現住建造物等放火	297件

- Q4** 裁判員はどのようにして選ばれるのですか? 資格はいらないのですか?
A 選挙人名簿をもとに、くじなどで選ばれます。事件の関係者や一定の前科がある人などを除けば、20歳以上の国民は誰でもなることができます。
- Q5** 裁判員になることを辞退することはできますか?
A 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。ただし、●70歳以上の方 ●学生 ●一定のやむを得ない理由(※)がある方などは辞退できます。
- ※やむを得ない理由とは、例えば ●重い病気・けが ●同居の親族の介護・養育 ●事業に著しい損害が生じるおそれがあること

鳥取地方検察庁では、裁判所及び弁護士会と連携し、国民の皆さんに裁判員制度を理解してもらうため、学校、職場、自治会等への講師の派遣、広報ビデオ・DVD「裁判員制度ーもしもあなたが選ばれたらー」(中村雅俊監督・出演)の無料貸出などを行っています。

キャッチフレーズ「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」

【お問合せ窓口】 鳥取地方検察庁企画調査課 (0857) 22-4174